

# 引っ越しの手続きはお早めに

## 住所変更

入学・就職などにより引っ越しする方は住所変更の届け出が必要です。

【転出】(市外へ引っ越しする場合)

引っ越し前に転出届をし、引っ越し後 14 日以内に、新住所地の市区町村窓口に転出証明書を添えて転入届をしてください。

\* 転出届は、郵便またはマイナポータルで申請することもできます。

【転入／転居】(市内へ／市内で引っ越しの場合)

引っ越し後 14 日以内に届け出をしてください。

● 持参するもの／来庁者の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカードなど)、該当する方は国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の被保険者証や各種助成受給者証、マイナンバーカード、転入の場合は転出証明書 (特例転出を除く)

※ 同一世帯以外の方が届け出する場合は委任状が必要です。

■ 問い合わせ先／市民課 市民係

☎ 22-3422

## 上水道・下水道・ガス

水道と市ガスの使用に関する届け出が必要です。引っ越しの 5 日前までに市ガス上下水道部へご連絡ください。なお、市ガスの利用開始は、現地での立ち会いが必要です。また、アパートなどの水道の開栓・閉栓の届け出は、二次元コードからインターネット受付できます。



■ 届け出・問い合わせ先／

・ガス上下水道部 お客様センター ☎ 23-2561

・ガス課 事業推進係 ☎ 22-7090

## 転校

【転出】

在学から、転入する市区町村で必要となる関係書類の交付を受けてください。

【市内で転居】

転居手続きの後、学校教育課から入学通知書の交付を受けてください。

■ 届け出・問い合わせ先／学校教育課 ☎ 22-3441

## 子ども医療

【転出】

受給者証の返納手続きをしてください。また、転入する市区町村で必要となる書類を確認してください。

【市内で転居】

受給者証を持参して、届け出をしてください。

■ 問い合わせ先／保険年金課 医療給付係

☎ 22-3419

## 児童手当

【転出】

資格消滅届の手続きをしてください。

【市内で転居】

届け出の必要はありません。

■ 問い合わせ先／子ども家庭課 児童福祉係

☎ 22-3429

「住所変更」「子ども医療」「児童手当」の届け出は、唐桑・本吉総合支所、階上・大島出張所においても取り扱っています。詳しくはお問い合わせください。

## 日本年金機構からのお願い ～「郵便物の転送」届出・更新の手続きを～

日本年金機構では、年金に関する案内を定期的に郵送していますが、実際のお住まいと住民票の住所が違う場合、大切な郵便物が配達されないことがあります。事前に送付先を登録することで、住民票の住所以外に送付することもできますので、ご希望の方はお申し出ください。

また、引っ越しなどにより旧住所あての郵便物などを新住所に 1 年間転送されるサービスを利用される場合は、お近くの郵便局の窓口で転居届の手続きをしてください。

なお、すでに転送手続きをされている方で、引き続き希望される場合は、転送期間を確認のうえ、更新の手続きをしてください。

● 問い合わせ先／

日本年金機構 石巻年金事務所 ☎ 0225-22-5115

保険年金課 国民年金係 ☎ 22-3423



## 4月から国民健康保険に加入する方へ～加入手続きと保険税試算のご案内～

### 国民健康保険に加入する手続きは

退職などにより職場の社会保険を喪失し国民健康保険に加入する場合は、次のとおり手続きをしてください。

- **期間**／資格喪失日（退職日の翌日）から14日以内 ※資格喪失日より前に国保加入の手続きはできません（例：3月31日退職ならば4月1日以降の手続きになります）。
- **場所**／保険年金課、唐桑・本吉総合支所市民福祉課、階上・大島出張所
- **対象者**／本人または同一世帯員（別世帯の方が来庁する場合は委任状が必要です）
- **必要書類**／
  - ①職場の社会保険の資格喪失日がわかる書類（離職票や退職証明書では手続きできません）
  - ②来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
  - ③来庁者のマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- **その他**／混雑防止のため郵送での手続きや必要書類の事前預かりも可能です。詳細は市公式サイトをご覧ください。電話でお問い合わせください。



市公式サイト

### 令和6年度国民健康保険税の見込額を確認したいときは

社会保険の任意継続保険料と比較したいときなど、国民健康保険に加入した場合の保険税額を試算することができます。ただし、3月19日（火）以降となります。

- **場所**／保険年金課、唐桑・本吉総合支所市民福祉課、階上・大島出張所（電話やメールでの回答はできません）
- **対象者**／本人または同一世帯員（別世帯の方が来庁する場合は委任状が必要です）
- **必要書類**／
  - ①世帯主および国保加入者全員分の令和5年中の所得金額がわかる資料（確定申告書の控え、給与収入や公的年金収入の源泉徴収票など）
  - ②来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- **問い合わせ先**／保険年金課 保険係 ☎ 22-3423

## マイナンバーカードのよくある質問 「健康保険証利用」



○既にマイナンバーカードでの保険証利用登録は完了していますが、就職や転職、退職などにより、健康保険証が変更になりました。手続きは必要ですか？

マイナンバーカードの健康保険証利用登録が完了している場合は、転職や退職、変更に伴う、再度の登録は必要ありません。ただし、保険者（健康保険組合、共済組合など。国民健康保険加入の方はお住まいの自治体）への加入・脱退の届け出は、引き続き必要です。

○マイナンバーカードを保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、利用登録が必要です。

初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。

○医療機関などではどうやって受け付けするの？

顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと、受け付けが始まりますので、画面の指示に従って受け付けをしてください。

☎ 保険年金課 保険係 ☎ 22-3423

詳しくは厚生労働省 Web サイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索

